

「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」及び
「年金生活者支援給付金 振込通知書」に関するQ & A

問1 「支給金額改定通知書」はどのような方に送付されるのか。

(答)

- 支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じた改定を行う仕組みとなっており、「2019年平均の全国消費者物価指数」（総務省公表）の物価変動率に基づき、令和2年4月分からは、昨年度の額に対して0.5%の増額を行いました。
- この結果をお知らせするために、支給金額改定通知書を送付します。
※支給金額が0円の方や、改定の結果、端数処理等により前年と同額となった方にも支給金額改定通知書を送付しています。
- 給付金の支払方法が口座振込の方には、振込通知書と一体となった統合通知書を、郵便局窓口受取の方には支給金額改定通知書のみを送付いたします。

問2 「支給金額改定通知書」に記載された金額は、どのように計算されているのか。

(前年と比べて0.5%の増加となっていない理由を教えてください。)

(答)

- 給付金基準額は、令和元年の全国消費者物価指数を基に、0.5%引き上げとなっています。
令和2年度基準額：5,000円×1.005=5,025円(※)≒5,030円
※1円単位を四捨五入(5円以上切り上げ、5円未満切り捨て)
- 老齢年金生活者支援給付金の給付金額は、改定した基準額等を基に、保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出されることから、0.5%増とならない場合があります。
【給付額】
 - ①保険料納付済期間に基づく額(月額)
=5,030円×保険料納付済期間÷480月
 - ②保険料免除期間に基づく額(月額)
=10,856円(※)×保険料免除期間÷480月※令和2年度の老齢基礎年金は昨年度の額に対して0.2%引き上げとなっているため、老齢基礎年金満額をもとに算出する保険料免除期間に基づく給付額は0.2%の増額となります。
[昨年度] 780,100円÷12月×1/6≒10,834円
[令和2年度] 781,700円÷12月×1/6≒10,856円(前年比+0.2%)
※保険料全額免除、4分の3免除、2分の1免除期間は10,856円(老齢基礎年金満額(月額)の6分の1)、保険料4分の1免除期間は5,428円(老齢基礎年金満額(月額)の12分の1)となります。

保険料納付済 期間等	令和元年 給付金額	令和2年 給付金額	増減額
納付済期間 480月	5,000円	5,030円 【計算式】 ① 5,030円×480/480月=5,030円 ②10,856円×0/480月=0円 〈合計〉①5,030円+②0円=5,030円	+30円 (0.6%)
納付済期間 420月	4,375円	4,401円 【計算式】 ① 5,030円×420/480月=4,401円 ②10,856円×0/480月=0円 〈合計〉①4,401円+②0円=4,401円	+26円 (0.5%)
納付済期間 60月 全額免除期間 240月	6,042円	6,057円 【計算式】 ①5,030円×60/480月=629円 ②10,856円×240/480月=5,428円 〈合計〉①629円+②5,428円=6,057円	+15円 (0.2%)

※①及び②の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、50銭以上は切り上げて計算します。

問3 「振込通知書」に記載された金額は、いつの支払分になるのか。

(答)

- 当年6月から翌年4月までにお支払いする給付金の振込額や振込先等をお知らせするために、毎年6月上旬に振込通知書を送付いたします。
ただし、振込額が今年度中に変わることが確定している方については、その月までの振込額と期間を記載しています。
- なお、今回お知らせした支払金額や振込先に変更等が生じた場合は、あらためて振込通知書を送付いたします。